

東京棚倉会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、東京棚倉会と称する。

(組織)

第2条 この会は、東京及びその近県に居住する棚倉町出身者及び、この会の趣旨に賛同する者をもって組織する。(以下「会員」という。)

(事務所)

第3条 この会の事務所は、会長宅及び棚倉町役場内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この会は、会員相互の親睦及び棚倉町との情報交換を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関すること。
- (2) 会員と棚倉町の間における情報交換及び資料の提供に関すること。
- (3) 会報の発行及び広報たなぐらの送付に関すること。
- (4) その他目的達成に必要なこと。

第3章 役 員

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 10名以内
- (4) 監 事 2名

2. 事業執行上必要であるときは、役員会の議決を経て部長または委員を置くことができる。

(役員を選出)

第7条 理事及び監事は総会において選出し、会長・副会長は理事の互選とする。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表し会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を行う。
3. 理事は、この会の重要事項を審議する。
4. 監事は、この会の業務及び経理を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。

第4章 会 議

(総会)

第10条 定例総会は、毎年1回これを開き、予算、決算、規約の変更、その他重要な事項を審議決定する。

2. 臨時総会は、会長が必要に応じて開くことができる。

(役員会)

第11条 役員会は、必要に応じて開き、会務の運営、総会に付議する事項を審議する。

(招集)

第12条 会議は、会長が招集しその議長となる。

(表決)

第13条 会議は出席会員または役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 会 計

(経費)

第14条 この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会費)

第15条 この会の会費は、年会費とし、3,000円とする。

(会計年度)

第16条 会計年度は、毎年11月1日に始まり、翌年10月31日に終る。

附 則

1. この規約は、昭和61年11月29日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成2年11月17日から施行する。